

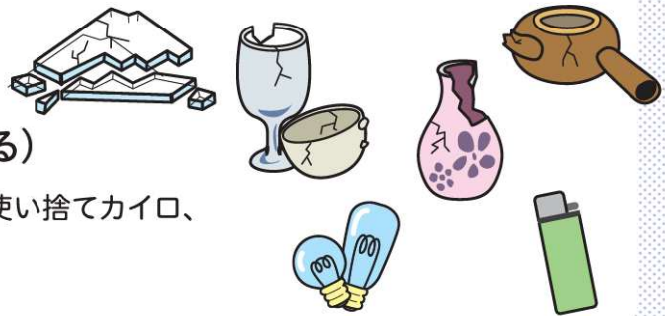
埋立ごみの出し方

月1回

埋立ごみとは

「埋立ごみ」とは、再生利用ができず、しかも燃えないため、埋め立てるしか処分方法がなく、有害な物質を含んでいないものをいいます。品目として、次のようなものが挙げられます。

- ① ガラス類
 - 資源ごみのびん、有害ごみ(鏡、蛍光管)を除くすべてのガラス
 - 太さが一升びんよりも大きいもの、割れてびんの形がないもの、汚れの取れないびん
- ② 陶磁器類
- ③ 泥(水路、側溝の少量の泥に限る)
- ④ その他
 - 白熱電球、グローランプ、使い捨てカイロ、使い捨てライターなど



※30cm以上のガラス、陶磁器類を含みます

化粧びん(マニキュアのびんなど)や耐熱ガラス・板ガラスは飲料用のびんと成分が異なるため「埋立ごみ」となります。

どうやって出すの?

- ① 「埋立ごみ」は、**全て「白色の指定袋」**または**「市販の土のう袋」**に直接入れてください。(長さにかかわらず、「埋立ごみ」として出してください。)
「業務用」と表示された指定袋は使用できません。
- ② ガラスや陶磁器の割れたものは、取扱い時に危険ですので、丈夫な紙などに包み、指定袋へ**「危険」と記入**してください。
- ③ 土砂、石は出せません。
- ④ 袋の口はテープでとめずしばってください。

この袋に入れましょう

指定袋(白色)

※「家庭ごみ」で使用できる白色の指定袋は、20ℓ、30ℓ、45ℓのみです。
70ℓ、90ℓの白色の指定袋は業務用のため、「家庭ごみ」では使用できません。



指定袋の外装袋



市認定のレジ袋



土のう袋



野焼きは法律で禁止されています。

廃棄物の屋外焼却いわゆる「野焼き」は、煙や悪臭によって近所迷惑になるばかりでなく、ダイオキシン類等の有害物質の発生、そして火災の原因にもなり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。また、「届出不要」として販売されている焼却炉であっても、法で定められた構造基準に適合しないものは使用できません。

例えば、以下のような行為は法律違反のため罰せられることがあります。

- × 地面の上で直接廃棄物を燃やすこと
- × ドラム缶や1斗缶、掘った穴の中で廃棄物を燃やすこと
- × ブロックやコンクリートなどで囲った中で廃棄物を燃やすこと
- × ドラム缶に煙突を付けただけの簡単な焼却炉で廃棄物を燃やすこと

